

## 広陵町建築工事技術検査基準

### (目的)

第1 この基準は、広陵町建築工事検査要領（令和2年5月21日付け広総第45号）第8の規定に基づく建築工事の検査基準を定め、検査員が実施する検査（以下「検査」という。）の厳正かつ公平な実施を図ることを目的とする。

### (検査の内容)

第2 検査は、工事の出来高を対象として、試験・検査記録等の関係図書に基づき、工事の実施状況、出来形及び品質について、適否の判定を行うものとする。

### (実施状況の検査)

第3 実施状況の検査は、出来形管理、品質管理その他の実施状況に関する各種の記録（写真記録等を含む。）と、設計図書等に対比し、施工管理状況及び施工内容に関して行うものとする。

### (既済部分の検査)

第4 既済部分の検査は、位置、出来形寸法、性能試験結果等について、設計図書と対比して行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判定することが困難な場合は、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

### (品質の検査)

第5 品質の検査は、品質及び出来ばえについて、設計図書と対比して行うものとする。ただし、外部からの観察、施工管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判定することが困難な場合、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

### 附 則

この基準は、令和2年6月1日から施行する。